

香川県立保健医療大学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則第18条第6項の規定に基づき、研究科委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科担当の専任教授(常勤の者に限る。)
- (3) 研究科担当の専任准教授、専任講師及びその他の職員のうち、研究科長が任期を定めて必要と認めた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特任教授は、オブザーバーとして参加することができる。

(会議)

第3条 研究科委員会の会議は、定例会と臨時会の2種とする。

2 定例会は、原則として、毎月1回開催する。

3 臨時会は、研究科長が特に必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員(以下「構成員」という。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

(招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるとき、又は研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長の指名する者が議長の職務を代理する。

(定足数)

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 学外研究、公務出張その他の事由により長期間にわたり研究科委員会に出席できない者があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間、当該者を構成員の定数から除くことができる。

(議決)

第6条 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、研究科委員会の確認を受けるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。